

第十三回 参議院農林委員會會議録第四十八号

昭和二十七年六月十日(火曜日)午後一時三十三分開会

委員の異動

六月六日委員鈴木大平君辭任につきその補欠として駒井藤平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
加賀 操君
山崎 恒君
岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君
北村 一男君
宮本 邦彦君
飯島進次郎君
片柳 真吉君
島村 軍次君
三浦 辰雄君
三橋八次郎君
小林 亦治君
松永 義雄君
駒井 藤平君

政府委員
農林省農地局長 平川 守君
事務局側
常任委員 安樂城敏男君
會専門員 會専門員 倉田 吉雄君

本日の會議に付した事件
○農地法案(内閣送付)

○農地法施行法案(内閣送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員會を開きます。

本日の議事日程は、農地法案並びに同施行法案の兩案について質疑を願うことにいたします。

この前案理由の説明がありました。が、同案は提案の關係上三法案を取纏めて今日農地法案の一本に纏めたわけであり、大抵前の法律と今度の法律の比較は参考資料で一応出ておるわけであり、それからと御質疑に入つて求めて、それからと御質疑に入つて頂きたいと思ひます。御了承願ひます。

○政府委員(平川守君) 今回の農地法案は従来の自作農創設特別措置法、農地調整法及びボツダム政令の三法律の内容を一本に纏めたというところが主眼でございまして、従ひましてその内容において大きな開闢として従来と違ひまする点は極く一、二にとどまるのであります。

【委員長退席理事岡村文四郎君委員長席に着く】

最も大きい考え方の違いといつたしましては、いわゆる不在地主或いは一定の面積以上の耕作地等に對しまして、自作農創設特別措置法の組つておりました一括政府が買収して、耕作者に売却するという体制を改めまして、大体そういう意味において自作農創設の仕事はほぼ当初の予定の目標を達成したとい

う考え方がいたしまして、今後新らしく発生する耕作地等に對して自作農創設を行ひまする方法といたしましては、ボツダム政令に規定してありましたような強制譲渡の方式を原則として採用いたしまして、不在地主或いは一定面積以上の耕作地というよりなものが発生いたしましてした場合におきましては、その所有者をして適當なる耕作者に売却させる。その適當なる買受人が現れなかつた場合におきましては、政府がこれを買収して適當なる耕作者にこれを売却して參るといふ建前をとつたのであります。

第二のやや大きい改正点といたしましては、未墾地の買収につきまして従来の法制を整理いたしまして、従来或いは通關その他で行つておりました例は売却の手續でありましてとか、或いは売却の手續でありましてとかいうような点について、開闢地としてふさわしくないものが買収されることのないように、慎重な買収方式及び売却方式を法律に明記いたしました。

第三にこれは臨時的な規定でございまして、従来買収をいたしまして未墾地の開闢用地の中に開闢地として不適當と認められますものが数方町歩あるように考えられますので、これについては急速に調査をいたしまして開闢不適地と見込みましたものにつきましては、不用地としてこれを旧所有者に拂ひ下げるという規定を設けまして、これはおおむね今後、今年明年の二カ年間に過ぎまして五万町歩程度拂

い下げをいたしたいと考えております。これらの点が主なる改正点でございまして、その他におきましては大体において従来の三法令を踏襲してあるものであります。従来三法令が非常にわかりにくい法律であるという批評がございましたので、今回これらを統一いたしましたと同時に法文の整理をいたしました。その他の点につきましては非常に細かい点がございますが、御質問に應じてお答えするということにいたしたいと思ひます。

○理事(岡村文四郎君) 只今の局長から前の法律と變つた大綱のお話がございまして、その前にも一応説明がございましたが、大分日が経つておるので、重ねて御質問がございましたらこれから質疑を願ひます。

○小林亦治君 只今の局長の御説明によりまして、従来の三法令を統合せられて一本にする。その三法令は本年の十月の二十五日でしたか、あれまでの生命しかなないので、それに代る農地法一本と云う御趣旨はわかつたんであります。今説明された中에서도、改正の主なる点について伺つたんであります。ちよつと納得が行かない。まあたくさんございまして、一体なぜにこの種の都道府県農林委員會が持つておつたあの権限で、つまり買収計画に關する権限、それを都道府県知事に集約して參つたのがどういふ理由か、これがちよつと私どもで咀嚼できない第一点であります。

○政府委員(平川守君) 従来の自作農創設特別措置法で実施いたしました買収は、御承知のように一定の條件に當てはります。農地を一括政府で買収する。そして又一括、一括と申しまして同時にこれを耕作者に拂下げるといふ非常に大きな分量の仕事を計画的に行ひましたわけでありまして、従ひまして、その場合に、いわゆる買収計画、いわゆる売却計画とかいふような村としての計画等を立てさせまして、実施をいたしたのであります。今後の農地法案の狙ひといたしましては、先ほども申し上げましたように、いわゆる一括買収式の対象となるようなものではないわけでありまして、大体において二百数十万町歩、小作地が二百万町歩程度自作地化したわけでありまして、今後は逐次この法律の処理を認めない小作地等が散発的に発生して来るのであらうと思ひます。従ひましてこれに對して、この法案におきましては、そういう場合に、強制譲渡の方式で一定の法律の定める資格者に対して本人同志の話し合いによつてこれを譲り渡して行くという上のような建前にいたしましたので、従つてそういう計画に關する農林委員會の権限というものが、そういう制度の変更に伴ひましてなくなつた。併しその他におきましては、すなわちボツダム政令で強制譲渡の方式を採用した場合には、農林委員會の或る種の権限はすでに強制譲渡方式の制定と共に落ちておるわけでありまして、今回の法案によつて、特に農林業

委員會の権限を落したというものは殆んどございせん。ただ強いて申せば、この未墾地の買収に關しまして、従来は農林委員會が計画を立てるといふような方式をとつておりましたので、これは今後知事が適地を買収することを決定いたします前に開拓審議會に意見を聞く、その開拓審議會の構成のメンバーに農林委員會の委員を入れる、そういう方式によりまして、知事がそれらの人々の意見を十分聞き得るような態勢を整えまして、それによつて事實上不適地を買収されるというようになつたようにいたしたいという方法によりまして、その意見を反映するというにいたしました。その他の一般の農地の關係につきましては、

〔理事岡村文四郎君退席、委員長清原〕

従来の農林委員會の権限を特に落したものはないと考えております。

○小林亦治君 まだこの法案の條文を全部読んで見ませんが、この審議會の、これはまあ法律で設けられるわけなので、この中に何名ぐらい農林委員が入るか。それから審議會の議員数がどのくらいであるか。もう一つ審議會の決定が決議権を持つておるところの知事に対してどの程度の拘束力を持つのか。

○政府委員(平川守善) 開拓審議會といたしましては、三十名以内の委員を以て構成することになつておりますが、開拓審議會はいろ／＼な任務を持つております。その中の農地の買収、未墾地の買収に關係いたします。いわゆる適地調査部会というのがあります。これは大体十二名ということに

なつております。これに對しまして、只今考えておりますところでは、六名の農林委員をプラスして考えたかどうかというふうに考えております。それからなお知事に對しましては、知事がその意見を聞いて買収の決定をするということになるかと思ひます。

○小林亦治君 それでは、その意見を徴した場合に、審議會の決定がなされれば、それで知事はそれに反する決定をなし得るのかどうかという拘束力の問題ですが。

○政府委員(平川守善) 法律的には拘束するとは考えていませんが、實際問題として審議會のほうで反対のものを無理に知事が排除するということはないものというふうに考えております。現にこの法案の中におきましても、審議會の意見を徴しまして、決定をいたします途中においても、例えば關係者から異議が出たというふうな場合には、もう一遍審議會にかけるといふような慎重な手続を規定しております。實際問題としてもそういう例はないものというふうに考えております。

○小林亦治君 大要局長は案外されておられるようですが、實際これは例で申上るのですが、町村の農林委員會のごときは村の今残つてるところの山林事務所にまかせている。知事も大体この保守系統が多いので、これはざつとばらんに申上げるのですが、大体山林地主の側に立つてゐる知事が多い。それを抑えて参つたのが従来の都道府県農地委員會、つまり今の名前では都道府県の農林委員會なんです。そういう情勢のさ中に都道府県農林委員會の権限を全部抜いて、都道府県知

事一本の権限にするということになり、結局残存してゐるところの山林地主の勢力を助ける。民主的組織であるところの農林委員會というものの権限を殆んどこれは未墾地買収のごとき場合には骨抜きの状態にしてしまふ、こういう結果になるのです。局長の考えと反対なんです。従つてこの開拓審議會十二名の中に六名を加える、六名を加えた結果その審議會の意思決定というものが府県知事の意思と反対の場合に拘束力がないものとする、知事一本槍で買収の決定がどん／＼なされる、こういう結果になるので、結局折角やつたところの農地改革の趣旨というものはこの面から没却せられて参るという虞れがあるのではありませんか。そういう心配をなされておらんかどうかです。局長はそういうものはないものと思ふ、こうおつしやるんです。が、私はそうでないように見ており、又考えるのであります。

○政府委員(平川守善) 多少見解の相違という点もあるようでございますけれども、例え従来におきましても買収計画に對しまして異議或いは訴願というふうなもの提起がありまして、初めてい／＼なそういう社会的或いは経済的見地から検討されるということになつて、買収計画の一応立てられました面積の三割乃至四割というふうなものがある。その容認というふうな形でも、例え落されておるのであります。實際問題といたしましてこの開拓審議會の決議というものが多数決というふうな形で形式的にきまるものではございませんで、實際上清場一致の形でなければできないわけでありまして、従つてお話のような御心配の場合は實際問題として起り得ないのじやないか。知事といたしましても審議會の意向が反対であるものを強行することは實際問題としてもできない実情でございます。その御心配はなからうかと私どもは考えております。

○小林亦治君 その審議會の構成やその仕組みの規則なんです、それは政令でございせんか。

○政府委員(平川守善) 開拓審議會令という政令で規定をいたしております。

○小林亦治君 その政令の御成案がございせんか。この法案が通つてから作るのですか、現在この成案がないのですか。

○政府委員(平川守善) これは開拓者資金融通法に根拠を持つております政令でありまして、私どもはこれはこの法案の成立と同時に政令の改正をいたしたい、かように考えております。

○小林亦治君 開拓者資金とおつしやるんですが、只今の質問は開拓者資金と別に關係はないのであります。恐らく本省ではそういう政令の御用意があると思ふのであります。その政令を見て今の説明のような納得が行きます。場合にはあえて質問はしたくないのであります。成案があるなら一つ参考にそれを示してもらいたいのではありませんか。法案が通るとき約束したことが政令を布く場合にねじられたというふうな例が前にもあるものであります。念のために、そういうものをどうしても作らなければならぬものとすれば、相併行して説明と同時に配付し得られるならば一層便宜だと思ひます。

○政府委員(平川守善) これはすぐにもお示しできると思ひます。

○小林亦治君 それから未墾地買収について何つたんですから、そのついでにもう一点伺いたいと思ふのであります。従来は未墾地が、つまり開拓適地が政府に買収せられて農民にそれが充渡される、その場合に買収するところの農民の耕作反別が三反歩にならなければならぬ、こういう規定があつたやうなんです。この規定が非常に農村の發展に邪魔になつておつたんです。恐らくそれらに對する諸議とか陳情があつた場合に、本省は次にこれを改正するようになつたやうな情があつたやうなんです。ところがこの農地法案で見ますと、それすら何ら改正の考慮が拂われていない、のみならず、現に三反歩以上を耕作しておらんければ新たに買収する資格がないというように、より改悪して参つたんです。どういふお考えからそういう農地の要望を抑えて改善の約束を反古にせられて逆行するやうな、いわば待望する側にとつてみればつちりと封鎖されたやうな規定をお考えになつたが、この点は非常に納得の行かんとおるんです。

○政府委員(平川守善) この法案の狙つております一つのポイントといたしまして、堅実な自作農として創設し得るやうな、そういう自作農をできるだけ創設して行こうということが一つの狙いになつておるわけでありまして、その意味におきまして一人の農家があまりに広い面積を耕作することも適当でない、同時に又あまりに狭い面積を耕作してあります農民は、實際問題として見ますれば、むしろ農家というよりは農業を職業にしておる、他に主業が

ありまして、そうして今家計の必要から
或いはその他の必要から農業的に農業
を営んでおるといふふうに考えられる
わけでありまして、三反歩というものの
つきましては、その程度についてはい
ろいろ議論もあるかと思ひますけれ
ども、要するに主として農業に従事す
るものでないものという種類のものに
つきましては、この法案においてはこ
れの狙つておるような中堅の自作農と
いうものに当てはまらないといふよう
に考えたわけでありまして、限りある
農地でありますから、これをどういふ
人に与えるのが一番適切であるかとい
うことを考えました場合には、やはり
六反歩、七反歩持つて農業を専業にや
つておる、併し面積が足りないために
非常に苦しいといふような農家にこれ
を与えることが一番緊急必要であり、
又増産上から見ても効果があるのでは
ないかといふ考え方でありまして、併
し地域によりましては全体的に平均面
積の非常に少ない、或いは山の地帯と
か或いは海岸の地帯とかいふ、ある
かと思ふのであります。そういう特殊
の場合につきましては、この三反歩の
面積について例外的な措置を知事がと
ることもできるという例外的規定も設
けてあるわけでありまして、原則とい
つたものではこの限られた土地を誰に優
先的に分配するかという場合において
は、中堅の自作農として精進する見込
みのあるものといふものを第一の目標
に考へておるといふ趣旨であります。

歩になればよろしいと、こゝういつたよ
うな規定の扱ひ方と思ふのですが、今
度はそうでなくて現に三反歩を作つて
おらなければならぬ、こゝういふこと
になると余計土地を求めざるの側か
ら言へば余計に封鎖された、より嚴重
な蓋をせられてしまつたといふ結果に
なるのであります。ところが逆行ではな
いかといふことを申上げたのでありま
す。それは何ですか、どうしてでも現在
三反歩耕作をしておる者でなければな
らんといふのか、或いは従前通り買受
くる土地そのものを加えて三反歩にな
ればよろしいといふのか、そこをはつ
きりしてもらひたい。

○政府委員(平川中君) 従来の規則が
二通りございまして、ポツダム政令の
ほうにおきましてはすでに現在の所有
面積が三反歩でなければならぬといふ
考え方にポツダム政令のときに実は改
まつたのでございまして、そのいづれが
よいかといふことについては議論もあ
らうかと思ひますが、私どもの考えと
いたしましては、一応の基準としては
現状三反歩といふところでその人の農
業上の地位を図る。併し先ほども申し
ましたように、現在三反歩持つておら
ないけれども、殆んどこの人は農業に
精進する見込があるという場合におい
ては例外措置のほうでこれを認めて行
く、そういう考え方をいたしますけれ
ば、現在三反歩といふところで抑える
か、或いは買収した面積をプラスして
三反歩といふところで考へるかといふ
ことは、そう著しい差異はないのでは
ないか、例外措置のほうでその辺は救
つて行つたらいいんじやないか、大体
自作農に精進する見込のある人かど
うかの現状を判定するには、一応現状が

どういふ耕作状態であるかといふこと
を基準にしたほうがよからうかと、か
ように考えた次第でございまして。

○委員(羽生三七君) ちよつと速記
をとめて下さい。

午後二時三十分速記中止

午後二時五十七分速記開始

○委員(羽生三七君) それでは速記
を始めて下さい。本日はこれにて散會
いたします。

午後二時五十八分散會

六月六日予備審査のため、本委員
會に左の事件を付託された。

一、耕土培養法案(衆)

耕土培養法案
(目的)

第一條 この法律は、食糧その他の
農産物の生産の増進及び農業経営
の安定を図るため、耕土培養を行
うことを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「農地」とは、耕
作の目的に供される土地をいう。

2 この法律で「耕土培養」とは、土
じよの化学的性質が不良な農地
につき、その性質を改善するため、
石灰、鉄等を含有する物を施用
して農林大臣の指定するものを施用
することをいふ。「耕土培養事業」
とは、この法律の定めるところに
より行つた耕土培養のための事業を
いう。

(耕土培養地域の指定)

第三條 都道府県知事は、毎年度、
当該都道府県の区域内における農

地の土じよの化学的性質及びそ
の不良の程度、土じよの化学的
性質が不良であると認められる農
地(以下この條において「不良農
地」といふ)の分布状況等に関し、
省令で定めるところにより都道府
県が行つた調査の結果に基づき、都
道府県農業委員会の意見を聞いて、
左に掲げる基準に適合すると認め
られる地域を耕土培養地域として
指定する。

一 その地域内の不良農地につ
いての耕土培養の実施が技術的及
び経済的に可能であること。

二 その地域がおおむね密集する
不良農地から成り、且つ、その
地域の面積が農林大臣の定める
面積以上であること。

2 都道府県知事は、前項の規定に
よる指定をするには、あらかじめ
農林大臣の承認を受けなければな
らない。

3 都道府県知事は、第一項の規定
による指定をしたときは、遅滞な
くその旨を公示しなければなら
ない。

4 第一項の規定による指定は、当
該年度に限り、効力を有する。
(対策調査)

第四條 前條第一項の規定による指
定があつた地域(以下「耕土培養地
域」といふ)の全部又は一部をそ
の区域内に含む市町村の長は、市
町村農業委員会(市町村農業委員
會が二以上あるときは、耕土培養
地域の全部又は一部をその区域内
に含む市町村農業委員会)の意見
を聞いて、当該区域に属する耕土
培養地域の部分内にある農地につ
いて対策調査を実施すべきことを
都道府県に求めることができる。

2 耕土培養地域内にある農地につ
き所有権その他の権原に基づき耕作
の業務を営む者又は農業者の組織
する団体(以下「農業団体」とい
ふ)でこれらの者のために耕土培
養事業を行おうとするものから当
該農地につき都道府県による対策
調査を求めるべき旨を市町村長に
対し請求した場合において、その
請求に係る農地の総面積が省令で
定める面積以上であるときは、当
該市町村長は、その請求に係る農
地について対策調査を実施すべき
ことを都道府県に求めなければな
らない。

3 前二項の対策調査は、省令で定
めるところにより、農地について
耕土培養の実施の要否及びその具
体的な方法を明らかにするために
行つた土じよの化学的性質及びそ
の不良の程度等に関する調査とな
す。

4 都道府県は、第一項又は第二項
の規定により対策調査の実施を求
められたときは、正当な理由がな
ければ、これを拒んではならな
い。

5 第一項又は第二項の対策調査が
終了したときは、都道府県知事は
は、当該市町村長に対し、遅滞な
く、当該調査の結果に基づき決定し
た当該農地についての耕土培養の
実施の要否を指示するとともに、
耕土培養の実施を必要とする旨の
指示をする場合にあつては、耕土
培養の実施に関し必要な事項を勧
告しなければならない。

6 市町村長は、前項の規定による指示を受けたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

(耕土培養事業計画)

第五條 市町村長は、前條第五項の規定により耕土培養の実施を必要とする旨の指示を受けたときは、その指示に係る農地(以下「耕土培養地」という。)につき、同項の勧告に基づき当該市町村の耕土培養事業計画を定めて、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前項の耕土培養事業計画には、左に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 耕土培養地
- 二 耕土培養事業の施行者
- 三 耕土培養事業の施行の方法
- 四 その他省令で定める耕土培養事業に關し必要な事項

3 前項第二号の耕土培養事業の施行者は、市町村、耕土培養地につき所有権その他の権原に基づき耕作の業務を営む者(以下「耕作者」という。)又は農業団体とする。

4 市町村長は、第一項の耕土培養事業計画を定めるには、あらかじめ、市町村農業委員会(市町村農業委員会が二以上あるときは、耕土培養地をその区域内に含む市町村農業委員会)の意見を聞き、且つ、耕作者が耕土培養事業を行う場合又は耕作者のために市町村が耕土培養事業を行う場合に於てはその耕作者からそのことに関する同意を、農業団体が耕作者のために耕土培養事業を行う場合に於てはその農業団体及び耕作者からそのことに関する同意を得なければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認の申請を受けたときは、その申請に係る耕土培養事業計画の内容がこの法律(これに基く命令を含む。)の規定に違反せず、且つ、省令で定める基準に適合すると認めるときは、その承認をしなければならない。

6 市町村長は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なくその旨を公示し、且つ、第四項に規定する同意をした者に通知するとともに、その承認を受けた耕土培養事業計画を公表しなければならない。

7 第一項の承認を受けた耕土培養事業計画の変更については、前六項の規定を準用する。

8 耕土培養事業は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の承認を受けた耕土培養事業計画に準拠して行われなければならない。(指導及び監督)

第六條 都道府県は、市町村、耕作者又は農業団体に対し、耕土培養事業の施行に關し必要な指導を行うものとする。

2 農林大臣又は都道府県知事は、それぞれ、都道府県知事又は市町村長若しくは耕土培養事業の施行者に対し、耕土培養に關し必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第七條 都道府県知事は、この法律施行のため必要があると認めるときは、その職員をして、あらかじめ当該農地の占有者に通知させた上で、農地に立ち入つて調査させ、又は調査のため必要な最少量

に限り土じり、若しくは農作物を採取させることができる。

2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(補助)

第八條 国は、毎年度予算の範圍内において、都道府県に対し、左の各号に定めるところにより、補助する。

一 第三條第一項に規定する調査、第四條第一項及び第二項の対策調査並びに第六條第一項の規定による指導に要する経費について、その一部

二 耕土培養事業において施用する物の購入に要する経費につき都道府県が耕土培養事業の施行者に補助する経費について、その全部又は一部

2 前項の規定による補助に關し必要な事項は、政令で定める。

(奨励措置)

第九條 国は、耕土培養事業の施行を円滑にするため、耕土培養事業の施行者及び耕土培養のために施用する物又は耕土培養の効果を確認するため施用を必要とする肥料の供給を行う者に対し、資金の融通又はあつた旋その他必要な奨励措置を講ずる。

(開拓地についての特例)

第十條 農地法(昭和二十七年法律第二十号)第六十一條各号の一に該当し、又はしていた土地であつて農地となつたもののうち同法第七十四條に規定する三年の期間を経過するまでのものについては、

政令で、第三條から第七條までの規定の特例を定めることができる。

2 自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第四十一條第一項第一号、第三号又は第四号に該当する土地であつて農地となつたもののうち同條の規定、同條第四項で準用する同法第二十八條の規定又は農地法施行法(昭和二十七年法律第二十号)第三條の規定による充渡の時期から起算して八年を経過するまでのものについて、前項と同様とする。

(特別地方公共団体に関する特例)

第十一條 この法律の規定中市町村又は市町村長に關する規定は、都の特別区の存する区域にあつては特別区又は特別区の長に、町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同処理するものがある場合においては、当該町村組合又はその管理者に適用する。

附則

1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、第十條第一項の規定及び同條第二項中農地法施行法第三條に係る部分の規定は、本文の規定による施行期日又は農地法施行の日の日ずれか遅い日から施行する。

2 この法律施行前に都道府県が行つた第三條第一項に規定する調査に相當する調査であつて農林大臣が指定するものは、同項の規定の適用については、同項に規定する調査とみなす。

3 農林漁業資金融通法(昭和二十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号及び第三條第一項の表の貸付金の種類の欄の第一号中「農地又は牧野の改良、造成又は復旧」を「農地若しくは牧野の改良、造成若しくは復旧又は農地に關する耕土培養」に改める。

第三條第一項の表の貸付金の種類の欄の第一号中「公共事業費による補助事業に係るもの」の下に「及び耕土培養法(昭和二十七年法律第二十号)による耕土培養事業に係るもの」を、同條第二項中「公共事業費による補助事業に係るもの」の下に「耕土培養法による耕土培養事業に係るもの」を加える。

4 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條中第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 耕土培養に要する経費